

狭山市分別収集計画(第十期)

令和4年6月24日

1 計画策定の意義

廃棄物の処理を取り巻く環境は大きく変化してきており、一時期の大量生産・大量消費型のライフスタイルは見直されつつあるも、限りある資源を守り、恵豊かな環境を将来に引き継ぐために、一般廃棄物の減量化と共に資源の再利用を促し、持続可能な「循環型社会」の構築が求められている。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、焼却処理及び最終処分量の削減を図るために、市民、事業者、行政のそれぞれの役割と具体的な推進方策を明確にし、関係者が協働して取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、ダイオキシン類等の有害物質の排出削減・地球温暖化ガスの排出抑制及び最終処分量の削減を図るとともに、未来に夢ある「循環型社会」の構築のため、本計画を策定するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 製造者、消費者等、全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月から5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位 t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	8,700	8,578	8,457	8,336	8,216

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

市民・事業者・再生業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連帯を図り、容器包装廃棄物の排出抑制に努める。

(1) 啓発

- ① 廃棄物減量等推進員を通じ、各自治会にごみ排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果とごみの適切な出し方に関する啓発活動を行う。
- ② リサイクルプラザでの、ごみ減量・リサイクルに関する展示、教室、各種イベントによる啓発活動を行う。
- ③ 「毎日がノーレジ袋デー」を提唱し、不要なレジ袋をもらわないなど、「ワンウェイプラスチック」の使用を控える意識啓発と身近なところから始めるごみの発生抑制を行う。

- ④ 事業者に対し、ホームページ「事業系一般廃棄物の分け方・出し方」及びごみ減量啓発チラシの配布を実施し、適正排出、排出抑制、再生利用を促進する。
- ⑤ 事業系ごみ搬入物検査を実施し、容器包装廃棄物等の分別が不徹底の事業所に対して指導、助言を行う。

(2) 容器包装廃棄物の減量化・資源化支援

市民団体等の集団回収を促進するため、集団回収実施団体に回収量に応じた補助金を交付する。また、回収された資源物を引き取る資源物引取業者にも補助金を交付し、安定的に資源化を支援する。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)**

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が所有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶
主として ガラス製 容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <pre> graph LR A[主としてガラス製容器] --- B[無色のガラス製容器] A --- C[茶色のガラス製容器] A --- D[その他のガラス製容器] </pre> </div>	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック
主として段ボール製の容器包装	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック

8 各年度において得られる分割基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項4号)

(単位 t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	146		144		142		140		139	
主としてアルミニウム製の容器	204		201		198		196		193	
無色のガラス製容器	257		253		250		247		243	
	—	257	—	253	—	250	—	247	—	243
茶色のガラス製容器	186		184		181		179		176	
	—	186	—	184	—	181	—	179	—	176
その他のガラス製容器	284		280		277		273		269	
	284	—	280	—	277	—	273	—	269	—
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料として7%以下が利用されているものを除く)	10		10		10		10		10	
主として段ボール製の容器	937		925		913		901		888	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	332		328		323		319		315	
	332	—	328	—	323	—	319	—	315	—
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	2,256		2,226		2,196		2,167		2,137	
	2,233	23	2,203	23	2,174	22	2,145	22	2,115	22

※2段書 上段：合計、下段左側：協会引渡量、下段右側：独自処理量

※「主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの」の独自処理量については、再商品化処理委託による市町村負担割合による。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

基本的事項として、狭山市の将来人口及びごみ総排出量予測については、「狭山市一般廃棄物処理基本計画」の数値を用いている。これを基に年度別容器包装廃棄物の排出量の見込を算出し、各特定分別基準適合物の量は別添資料のとおりである。

10 分別収集を実施する物に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶	スチール製容器	缶	市（委託）による定期収集	選別：民間業者 保管：市
	アルミ製容器			
びん	無色のガラス製容器	びん	市（委託）による定期収集	選別：民間業者 保管：市
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	古紙 (牛乳パック)	市（委託）による定期収集	民間業者
	段ボール	古紙 (ダンボール)	市（委託）による定期収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市（委託）による定期収集	民間業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック	市（委託）による定期収集	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器包装	缶	袋	ダンプ	奥富環境センター (選別・圧縮施設)
主としてアルミニウム製の容器包装				
無色のガラス製容器	びん	袋	ダンプ	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	古紙 (牛乳パック)	縛る	平ボディ	
主として段ボール製の容器包装	古紙 (ダンボール)	同上	パッカー車 平ボディ	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	パッカー車	
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック	同上	同上	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくためには、市民・事業者及び行政が一体となった協力体制の構築が不可欠であり、そのための啓発活動と収集体制と受入体制の整備に努める。